



島根県報

平成30年5月8日（火）

第3,003号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林の指定施業要件の変更	（森 林 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示（2件）	（ ” ）	2
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	（水 産 課）	3
地籍調査の成果の認証	（用 地 対 策 課）	3

【公 告】

平成31年度島根県立農林大学校の学生募集	（農 業 経 営 課）	4
----------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第333号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町井川109、110、113、223、224、226、227、233

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

浜田市三隅町井川109（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(6) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

浜田市三隅町井川49、52、178から180まで

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第334号

平成30年島根県告示第146号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町折居1372	石迫 新五郎
浜田市三隅町折居1320-5、1320-28、1364から1367まで	桑原 弘
浜田市三隅町折居1372	桑本 シズヨ
浜田市三隅町折居1230-1、1373	桑本 信夫
浜田市三隅町折居1197-1	下岡 晃司

島根県告示第335号

平成30年島根県告示第170号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成30年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
浜田市三隅町下古和1263	串崎 亀治
浜田市三隅町下古和1261	串崎 鶴松
浜田市三隅町下古和1262-1、1264、1276	小松原 栄作
浜田市三隅町下古和乙47	佐々木 一夫
浜田市三隅町下古和434、434-1、440、1311	高橋 正紘
浜田市三隅町下古和364、364内1、366、377、1262内1	長瀬 勝美
浜田市三隅町下古和378、1278	無限責任黒沢信用購買販売利用組合
浜田市三隅町下古和乙48、1382-1	百田 英男

島根県告示第336号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（いか巣びき網漁業））の許可又は起業の認可の申請期間を、平成30年5月11日から同月17日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第337号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年 5 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行っ	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

た者の名称		地籍図	地籍簿		
浜田市	平成27年度～29年度	67枚	1冊	西河内1	平成30年4月26日
浜田市	平成27年度～29年度	30枚	1冊	木都賀⑥	平成30年4月26日

公 告

平成31年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）第8条第4項の規定により公告する。

平成30年5月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員及び修業年限

科 名	専 攻	募集人員	修業年限	備 考
農業科	有機農業	30人	2年	募集人員は、出身学校長推薦入学者及び地域推薦・自己推薦入学者を含む。
	野菜			
	花き			
	果樹			
	肉用牛			
林業科	—	10人		

3 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

2に定める募集人員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成31年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは平成31年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(エ) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(オ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(カ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

平成30年9月26日（水）から10月10日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月10日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

平成30年10月24日（水）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

平成30年11月14日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

4 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは平成31年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは平成31年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(ア) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(イ) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(ウ) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得で

きない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

- (エ) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- (オ) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

- (ア) 前期試験 平成30年11月7日（水）から同月21日（水）17時まで
 - (イ) 後期試験 平成31年1月11日（金）から同月25日（金）17時まで
- 後期試験は、試験実施科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

前期試験 平成30年12月5日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成31年2月13日（水）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、自己推薦入学検定及び一般入学検定前期試験の結果により決定する。

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ロ) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(ハ) 後期試験実施科の発表

a 日時

平成30年12月21日（金）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(ア) 日時

前期試験 平成30年12月21日（金）10時

後期試験 平成31年2月20日（水）10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

5 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(ア)及び(イ)の要件を、林業科にあつては次の(イ)及び(ロ)の要件を満たす者とする。

- (ア) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者
松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会
雲南市農業再生協議会
奥出雲町地域農業再生協議会
飯南町地域農業再生協議会
出雲市農業再生協議会
斐川町地域農業再生協議会
大田市農業再生協議会
川本町地域農業再生協議会
美郷町農業再生協議会
邑南町農業再生協議会
浜田市農業再生協議会
江津市農業再生協議会
益田市農業再生協議会
津和野町農業再生協議会
吉賀町農業再生協議会
島前地域農業再生協議会
隠岐の島町地域農業再生協議会

- (イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業者」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者
- (ロ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの
- a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

- (ア) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。
なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。
- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(ロ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業者若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）
- e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(イ) 出願期間

平成30年9月26日（水）から11月21日（水）17時までとし、郵送の場合は、11月21日までの消印があるものは有効とする。

(ロ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日からおおむね2週間以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(7)から(9)までのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもので、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(9) その他知事が(7)又は(4)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

b アの(7)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書

アの(4)又は(9)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）

d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

平成30年9月26日（水）から10月10日（水）17時までとし、郵送の場合は、10月10日までの消印があるものは有効とする。

(9) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

平成30年10月24日（水）9時30分から16時まで及び同月25日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成30年11月14日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として4の(2)のアに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のアの(ウ)のa又は(2)のアの(7)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を4の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

6 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

ア 出身学校長推薦入学検定

イ 一般入学検定

ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成30年11月7日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成30年11月14日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 平成30年12月12日（水）9時30分から16時まで

後期試験 平成31年2月22日（金）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

a 日時

前期試験 平成30年12月21日（金）10時

後期試験 平成31年3月1日(金)10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

ウ 自己推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

平成30年11月7日(水)及び同月8日(木) (時間については、本試験実施後通知する。)

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

適応性試験、筆記試験(数学、小論文)及び面接試験

(4) 合格者の発表

平成30年11月14日(水)10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

8 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒(角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手140円分を貼り付けたもの)を同封すること。